



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 か ど や 製 油 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 澤 二 郎
(コード:2612 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 管 理 部 長 戸 倉 章 博
(電話:03-3492-5545)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 20 日開催の取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 58 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)に基づき、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されたため、当社定款第 28 条および第 37 条の規定を変更するものであります。

なお、定款第 28 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(<u>社外取締役との責任限定契約</u>) 第28条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に</u> 、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。	(<u>取締役との責任限定契約</u>) 第28条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。
(<u>社外監査役との責任限定契約</u>) 第37条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役との間に</u> 、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。	(<u>監査役との責任限定契約</u>) 第37条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役との間に</u> 、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 平成 27 年 6 月 25 日
定款変更の効力発生予定日 平成 27 年 6 月 25 日

以 上